

不当労働行為を社長証言で"証明"

愛知・愛自学労裁判で証人尋問が行われる

2011年7月20日

組合への支配介入、団交の拒否、組合委員長に対するパワーハラスメントなどの不当労働行為に対して闘う全自交愛知地連・愛知県自動車学校労組名古屋分会（青山治彦分会長）の「不当労働行為等損害賠償請求訴訟」は大詰めを迎え、7月6日、に原告側、20日には被告側の証人尋問がおこなわれ、被告名古屋自動車学校（大脇始社長）の不当労働行為が明らかになりました。

7月6日の証人尋問では、青山分会長、深谷書記長が証言台に立ちました。青山分会長は、組合結成当初から会社側の団交拒否を含めた不当労働行為が続き、労働委員会での和解協定が一切守られないばかりか、青山分会長への有給休暇取得に対する嫌がらせの業務指示文書の発出によるパワーハラスメントを証言。また、青山分会長の資格、資質を誹謗中傷する文書を組合員、職員全員の自宅に送付した、組合への支配介入の実態についても明確にしました。

その後裁判官から「被告側の行為によって組合の不利益はあるか」の問いに青山分会長は、「団交が拒否されているため賃上げやボーナスが低く抑えられている」と答えました。

深谷書記長は、会社側が団交拒否の理由としている「中退協への退職金制度の移行」については組合も賛成であり、にもかかわらず団交拒否していることは、青山分会長に対する個人的な嫌悪感であるとし、副分会長と書記長あてに、「青山分会長以外の役員であれば話し合いの用意がある」とした文書発出がそれを物語っていると証言しました。

20日は、名古屋自動車学校の大脇社長と元副分会長であった杉浦氏が会社側の証人として証言台に立ちました。大脇社長は退職金制度の移行問題で、団交の中で青山分会長の「58歳支給は可能では」の発言だけを取り上げ、「60歳支給を否定する違法発言だ」として、「この発言問題が解決しないから団交拒否をしている」「この間、従業員の多数を占める親睦会と話し合い、賃金・ボーナスを決め、組合員にも同額を支給している」と述べ、自らの不当労働行為を逆に証明。さらに大脇社長が、青山分会長を誹謗中傷する文書を発出したことを認め、「違法文書の意識はない」と証言しました。

反対尋問で原告側弁護士は、「親睦会は会長や社長が顧問になっている。会社から助成金が支払われている」と事実関係を質問し、大脇社長もそれを認めました。さらに、違法文書に対する分会の抗議文への会社側回答文書を示し、「貴労組の分会長を自称する青山治彦君」と記したことをとりあげ、「分会長を自称するとはどういうことか、労働組合の分会長として青山氏を認めないのか」と厳しく質問しました。これに対して大脇社長は洪々

「青山氏は分会長です」と認めざるを得ませんでした。

会社側証人の杉浦氏は、会社の組合分断攻撃を裏付けるかのように、「自分は会社と協調路線で行きたかった。100%会社の要望を聞くことも仕方がない」との発言が飛び出て、傍聴席の支援組合員を啞然とさせました。

今回の証人尋問は、原告の明確な証言により、被告の違法行為が次々と明らかになり、被告側も支配介入などの事実を認めざるを得ませんでした。これで証拠調べが終わり10月3日に最終弁論が行われ、早ければ年内に判決が下されます。